

**「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」
普及・啓発活動の一覧**

令和7年3月末時点

別添「4年目レビュー行動計画実施状況一覧」に関し、人権デュー・ディリジェンス普及に関する施策（番号 58）のうち、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の普及・啓発に係る各関係府省庁の取組状況を以下のとおり報告する。

（補足）

○定数的な報告が可能な活動については、【 】内に数値を記載している。

○【 】の対象団体数は、当該省庁が直接働きかけを行った団体数を指す。これら団体を通じて周知する先の裨益者数については集計が困難であり、報告の対象外とする。

（内閣府）

- ◆ 公益法人（約 9,700 法人）に対し、メールマガジン等により、ガイドラインの周知を実施した。
- ◆ NPO 法人を所轄する 67 所轄庁（都道府県・政令市）へのメール等を通じて、NPO 法人への周知を実施した。

（金融庁）

- ◆ 令和7年2月に開催された「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための取組支援セミナー」について、経済産業省からの依頼に基づき所管団体（計 37 団体）へ周知を実施した。

（消費者庁）

- ◆ 消費者団体を中心に、人権尊重に取り組む事業者に対する理解を深めるべく、ガイドライン及び実務参照資料を周知した。【メール周知／延べ対象団体数：38 団体】

(法務省)

- ♦ 日本司法支援センター（法テラス）に対し、行動計画の周知を図っている。【メール周知／対象団体数：1 団体】
- ♦ 人権擁護機関において、公益財団法人人権教育啓発推進センターを通じ、グローバルコンパクトに加盟している企業・団体や、日本経済団体連合会及び日本商工会議所の会員企業等に対して、企業向け人権セミナーの周知を行っている。

(外務省)

- ♦ 2024年11月にタイ、2025年1月にシンガポールにおいてオンラインセミナーを開催し、日本企業や日本企業進出国の取引先企業向けに人権デュー・ディリジェンスの実施に関する情報提供を行った。【主催する海外セミナーにおける周知／延べ対象人数：342 人】
- ♦ 2025年1月に浜松、福岡において対面セミナーを開催し、日本企業向けにビジネスと人権の概要や、外国人労働者やSDGsの視点から考えるビジネスと人権について情報提供を行った。【主催する国内セミナーにおける周知／延べ対象人数：33 人】
- ♦ 2025年2月、企業における人権デュー・ディリジェンスの普及を目的としたイベントを国連開発計画（UNDP）と共催し、ガイドラインを紹介した。【参加人数：約400人】
- ♦ OECDのRBC作業部会関連会合において我が国の取組を紹介した。
- ♦ 外務省ウェブサイト上のビジネスと人権に関する情報ポータルサイトに、ガイドラインを掲載している。

(財務省)

- ♦ 財務省所管の計 17 の団体等に対してガイドラインに係るセミナーの開催について周知している。【周知／延べ対象団体数：17 団体】
- ♦ 財務省ウェブサイト、「ビジネスと人権」に関する行動計画や人権 DD ガイドラインについて掲載している。

（厚生労働省）

- ◆ 人権デュー・ディリジェンス・ガイドラインの策定後、42 の所管業界団体、都道府県労働局、全国社会保険労務士会連合会、年金積立金管理運用独立行政法人、外国人技能実習機構の他、出入国在留管理庁、厚生労働省、外国人技能実習機構より、メーリングリストに登録されている実習実施者及び監理団体に向けてガイドラインの周知をするとともに、経済産業省が全国で開催したガイドラインに関するセミナーについても周知を行った。
- ◆ 厚生労働省の対応する労働関係の国際会議等でも、機会をとらえて日本のビジネスと人権に関する取組事例としてガイドラインの策定等について共有している。

（農林水産省）

- ◆ 2024年11～12月、政府ガイドラインに基づき作成した「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」の周知含む食品企業向け人権尊重の取組のためのセミナーを6回（2回はオンライン併用（横浜、大阪）、4回はオンラインのみ）開催した（参加申込者数延べ341人）。

（経済産業省）

- ◆ ガイドライン及び実務参照資料に基づいた企業の人権尊重の取組を促進するべく東京、名古屋、大阪で、企業間の知見の共有・向上を図るとともに、大企業が中小企業に対応を求める自己評価質問表等を題材として企業における人権尊重の取組を支援するワークショップを実施した。【参加者数：1362人】
- ◆ 神戸、名古屋、大阪で、中小企業向けにガイドラインの周知セミナーを実施した。【参加者数：延べ 686 人】
- ◆ 昨年度に引き続き、要請に応じて業界団体等においても講演を行った。【参加者数延べ：約2100人】

(環境省)

- ◆ 「環境デュー・ディリジェンスに関する取組事例集」の更新時に、報道発表を実施するとともに、環境DDセミナー参加者に対し、メールにて周知を実施。【周知人数延べ481人】
- ◆ 環境省の環境デュー・ディリジェンスに係る政策の紹介ページにおいて、本事例集を掲載。
- ◆ 「ビジネスと人権」に係る外部セミナーにおいても、本事例集を紹介。【参加人数延べ：123人】

(防衛省)

- ◆ 防衛装備品関連団体（計4団体：一般社団法人日本防衛装備工業会、一般社団法人日本造船工業会、一般社団法人日本航空宇宙工業会、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構）に対し、行動計画及びガイドラインの周知を行った。また、併せて各工業会に対し、傘下会員企業への周知を依頼した。【メール周知延べ対象・団体数：約200社】